松尾会計事務所·Minerva 社会保険労務士法人



2023 Winter Vol.36



LINE公式アカウント 友だち募集中

> ∼Fukuoka∼Unzen~Aguri~ 社員旅行記

令和5年10月スタート タイムリミット



~いい仕事は、いいリフレッシュから~ 社員旅行記























仕事でなくても「ひとつのことを一緒に」という共通体験から、チームワークをより強固に 福岡・雲仙・あぐりの丘にお出かけしてきました









美しい景色 体験できるワクワク福岡









ぶどうの樹 〜福間海岸通り〜

自然のなかで「おいしい たのしい うれしい」体験型リゾート。 海に面したウッドデッキ付きの コテージの目の前には、サンセットが綺麗なビーチが広がっ ています、



LUNCH
BUFFET /

∢ヒルトン福岡 シーホーク

The lounge on the water>









海の中道のアスレチックタワー シー・ドラグーン

九州初 & 国内最大規模のアスレチックタワーです。 高さ16.8mの絶景展望デッキから博多湾と玄界灘を 一望できる、92種類のアスレチックアイテムが設置 されています。

福間海岸 かがみの海





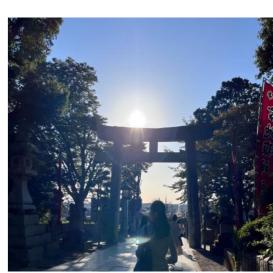




宮地嶽神社

神社から真っ直ぐ海に向かって伸びた参道。 その参道を、沈む夕日が照らし出す光景が「光の道」 です。この光の道は毎年2月下旬と10月下旬の年2回 だけ、宮地嶽神社の参道から見ることができます。













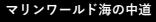












海の中道海浜公園の一角に

ある水族館です。 「対馬暖流」をメインテーマに、350種2万点が飼育展 示されています。 20種以上のサメが悠然と泳 ぐパノラマ大水槽、イル カ・ケンカショーなどが注 目を集めています。











チームラボフォレスト 福岡

「捕まえて集める森」と「運動の森」からなる新しいミュージアムです。 「捕まえて集める森」は、「捕まえ、観察し、解き放つ」をコンセプトに、自らの身体で探索し、発見し、捕まえ、そして、 自ら捕まえたものをきっかけに興味を広げていくことを主眼とした新しい「学びの空間」です。 「運動の森」は、「身体で世界を捉え、立体的に考える」をコンセプトに、空間認識能力を鍛える新しい「創造的運動空間」 です。

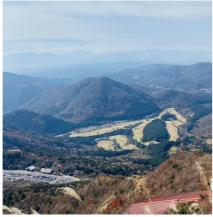






絶景と食と癒しの湯 雲仙





















仁田峠

ロープウェイで山頂付近まで行くと、そこは日常では 味わえない「記憶に残る別世界」を堪能出来ます。 春のミヤマキリシマ、夏のヤマボウシや新緑、秋の紅葉、冬の霧氷と 1年を通して楽しめます。ゴンドラに ゆられながら四季折々表情を変える山々、雄大な大自 然の景観を、満喫することが出来ます。

雲仙みかどホテル

湯煙と銘木の宿

豪華ビュッフェと満天の星空を仰ぐ癒しの天然掛け流

し温泉を楽しめます。 エントランスでは樹齢800年の英気あふれる銘木がお 出迎えしてくれます。

長崎市初のグランピング施設 あぐりの丘





















あぐりの丘

長崎市の北西部に位置する式見の丘に約50haの広さが

ある農業公園型施設です。 ヨーロッパの田舎町のような風景が広がります。 広大な敷地と自然があり、自然や動物とのふれあいな ど様々な体験ができます。

Glamping Resort GLANSO

長崎市初のグランピングリゾートです。 海を望む丘の上、あぐりの丘高原ホテルの一角にあり ます。自然との一体感が感じられるドーム型のリゾート空間は、家族や仲間とゆっくりと寛げる居心地の良 い空間です。

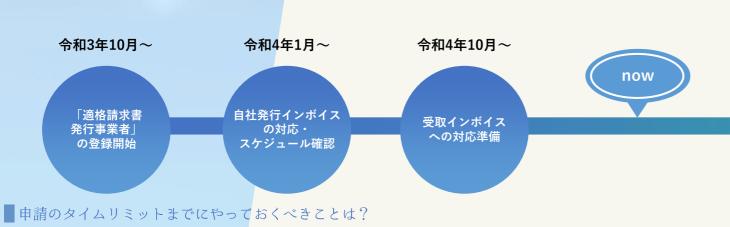
インボイス対応の タイムリミット



免税事業者からの仕入税額控除: 100%可能

令和5年3月31日

申請のタイムリミット



- 1.自社の対応方針を決めましょう。 現在、消費税の免税事業者である場合、適格 請求書発行事業者に登録できないため、課税 事業者を選択するか検討する必要があります。
- 主に以下の3つのケースが考えられます。
- ①適格請求書発行事業者(本則課税)
- ②適格請求書発行事業者(簡易課税)
- ③免税事業者

- 2.取引先が適格請求書発行事業者かどうかの確認を 行いましょう。
- 3.登録申請
- インボイス制度の開始日から適格請求書発行事業 者として登録されるためには、その6か月前の 令和5年3月31日までに申請する必要があります。



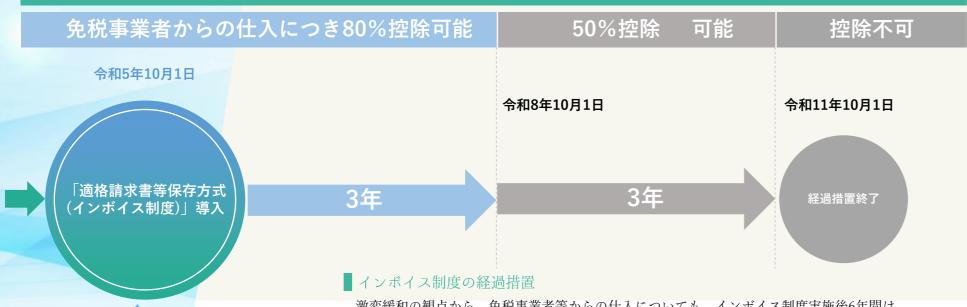
Check!

■準備のタイムリミットまでにやっておくべきことは?

取引先からのインボイスの受取方法の確認や、従業員への 周知の他、自社が発行する請求書等のインボイス対応を行 いましょう。

- ①発行する書類を確認しましょう。 見積書・注文請書・納品書・請求書・領収書等
- ②様式を確認しましょう。 インボイスでは、新たに「登録番号」「適用税率」 「税率ごとに区分した消費税額」の記載が必要になります。

適格請求書等保存方式(インボイス方式)



Check! 準備のタイムリミット

激変緩和の観点から、免税事業者等からの仕入についても、インボイス制度実施後6年間は 仕入税額相当額の一定割合を控除可能な経過措置が設けられています。 適用にあたっては、免税事業者等から受領する区分記載請求書等と同様の事項が記載された請求書 等の保存と経過措置の適用を受ける旨を記載した帳簿の保存が必要です。

インボイスの法定記載事項と様式例

- ①適格請求書発行事業者の氏名又は名称及び登録番号 ②取引年月日
- ③取引内容(軽減税率の対象品目である旨)
- ④税率ごとに区分して合計した対価の額 (税抜又は税込)及び適用税率
- ⑤税率ごとに区分した消費税額等
- ⑥書類の交付を受ける事業者の氏名又は名称



就業規則とは?

◎働きやすく・働かせやすくなる ● 分次間 しい応載のスレを取小服にし、トフノルを未然に防ぐこと ◎ 休職、退職、解雇など急なトラブルにも慌てずにすむ ◎ 会社の主張を裏付けすることができ、企業防衛のツールになる ◎ 従業員の会社への信頼感・納得感があがる 就業規則 //

就業規則は『会社のルールブック』です

Minervaは、貴社の<mark>就業規則作成と運用</mark>を徹底サポートします! 就業規則は作ってからがスタートです。

Minerva社労士法人 新プラン



就業規則に特化したプラン: 就業規則顧問プラン(24ヶ月限定顧問)

社労士には就業規則をお願いしたい・・・ 作成から運用まで24ヶ月をまるっとサポート!

月額20,000円 (税別) × 24ヶ月

今だけ 15,000円 (先着3社限定)

- ★就業規則作成及び届出も上記に含みます!
- ★24ヶ月間は、何回でも改正OK。法改正にも 随時、対応していきます。
- ★24ヶ月間、運用に関するご質問も何度でもOK。



手続き顧問 + 就業規則サポートプラン

通常の顧問プランに就業規則サポートをプラス

手続き顧問料 十 就業規則サポートサービス

初月から12か月: 加算料 10,000円(就業規則作成料)

加算料 1.250円(改定料) 13か月以降:

労務・税務 Information

1. 社会保険 適用拡大

法律改正により、2022年10月から段階的に一部のパート・アルバイトの方の 社会保険の加入が義務化され、社会保険料の負担が変わっています。

Step1 企業の規模

新たに対象となる企業は段階的に拡大されます。

~2022年9月 従業員数 501人以上 の企業

2022年10月~ 従業員数 101人以上

の企業

従業員数 51人以上 の企業

※従業員数の数え方

フルタイムの従業員数 + 週労働時間が3/4以上の従業員数

Step2 新たな加入対象者の把握

新たな加入対象者は、以下の条件を全て満たすパート・アルバイトの方です。

■ 週の所定労働時間が20時間以上

■ 月額賃金が8.8万円以上

■ 2ヶ月を超える雇用見込みがある

■ 学生ではない

もっと詳しく(厚生労働省 社会保険適用拡大特設サイト)・

2. 配偶者控除・配偶者特別控除の計算

所得控除の中でも、配偶者に関連するのが、配偶者控除と配偶者特別控除です。 よく耳にする「年収103万・106万・130万・150万・201万の壁|とは?

1~12万円

配偶者控除・配偶者特別控除の控除額

106万・130万の壁 201万の壁 配偶者控除 配偶者特別控除 配偶者 所得48万円 所得48万円超 所得95万円超 133万円以下 95万円以下 (給与収入の (給与収入のみの場 (給与収入のみの場 本人 みの場合年収 合年収103万円超 合年収150万円超 103万円以下) 150万円以下) 201万円未満) 所得900万円 38万円 3~36万円 以下 所得900万円超 26万円 2~24万円

201万の壁

950万円以下

所得950万円超

1,000万円以下

配偶者特別控除が適用できるか否かの線引を表します。(「配偶者特別控 除が適用できる配偶者の所得上限額133万円 | + 「給与収入201万円時点 の給与控除額68万3,000円=201万3千円)

年収201万円を超えると、配偶者特別控除は完全にゼロになります。

13万円

103万の壁

所得税がかかるかどうかの線引きを表 します。(基礎控除48万円+配偶者特 別控除55万円=103万円) 配偶者特別控除の範囲が広がったこと で、103万円を超えても控除が適用で きます。一方で、配偶者ではない扶養 親族の場合は、年収103万円を超える

106万・130万の壁

社会保険への加入の必要性に関わる壁

と扶養控除が受けられなくなります。

「106万の壁」(実際には月額賃金8.8 万円以上等、上記の条件)により、社 会保険の加入対象になります。

「130万の壁」では、扶養から外れ、 全ての人が社会保険に加入しなければ ならなくなるため、配偶者自身で社会 保険に加入する必要が生じます。

150万の壁

配偶者特別控除が満額の38万円受け られるかどうかの線引です。(「配偶 者特別控除の満額38万円で控除でき る配偶者の所得上限額95万円」+ 「給与所得控除55万円」=150万円)



お客様とのコミュニケーションを大切にし 税務会計・労務と経営のパートナーとして貢献する それが私達の使命です。

ホームページ・ブログ・ユーチューブ・フェイスブック・インスタグラムもご覧ください。 URL https://www.matsuo-tax.com/









